

学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員会報告書

(学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員会)

国の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、総務省は9回にわたって通達を出し、地方公共団体においても速やかな見直しを図るように求めている。学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員会は、本市が現在実施している入札・契約制度について総務省が出している通達内容との相違点等を精査し、見直すべき内容を調査・整理した結果、次の事項について速やかな市の対応を求めることとした。

記

- 1 国の動向に的確に対応した、関係規則等の速やかな改正
 - ・那須烏山市建設工事執行規則（那須烏山市業務委託契約書）等の見直しを行うこと。
- 2 入札予定価格の事後公表
 - ・入札時の適正な競争の原理確保の為、金額により一部を事後公表とすること。
- 3 最低制限価格設定の運用の改正
 - ・現在の建設工事における最低制限価格設定時の上限値及び下限値を撤廃し、入札時の適正な競争の原理を確保すること。
- 4 指名停止処分の要件及び指名停止処分期間の見直し
 - ・安易な請負と粗雑工事等防止の為、要件及び指名停止処分期間の見直しを行うこと。
- 5 都市建設課受託工事の推進
 - ・農政課及び上下水道課の特殊性を有する工事以外については、適宜、予算額により市の各課横断的な技術者集団的組織の活用を図り、品質の高い公共工事の推進を図ること。
- 6 設計変更及びプロポーザル（入札）ガイドラインの制定
 - ・設計変更及びプロポーザル入札について、早期に基本的運用方法等を周知徹底し、節度ある運用を図ること。
- 7 工事の施工管理及び検査体制の強化充実
 - ・市は、今般の事案を顕著に受け止め、また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を理解し、早急に必要な措置を講ずること。

8 入札監視委員会又は入札適正化委員会の設置

- ・以上1から7で示した事項等が適正に、対応また確保されているかどうかを監視、確認するための組織を早急に構築すること。

■ 資 料

- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の推進について
- ・公共工事標準請負契約約款
- ・那須烏山市建設工事執行規則
- ・那須烏山市入札事務取扱規程
- ・生駒市入札監視委員会条例（参考）
- ・鹿沼市入札適正化委員会条例（参考）
- ・宇都宮市入札適正化委員会規則（参考）
- ・国・県・那須烏山市の制定及び概略等状況

■ 学校給食センター建設工事及び公共工事調査特別委員会委員

委員長	平	塚	英	教
副委員長	川	俣	純	子
委員	田	島	信	二
委員	渋	井	由	放
委員	久	保	居	光一郎
委員	高	徳	正	治
委員	佐	藤	昇	市
委員	板	橋	邦	夫
委員	水	上	正	治